

案件概要書

2013年4月23日

国際協力機構アフリカ部アフリカ第二課

1. 案件名 (国名)

国名：ウガンダ共和国

案件名：第三次地方給水計画 (the Project for Rural Water Supply Plan Phase III)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水セクターの開発実績（現状）と課題

2010年におけるウガンダ国全体の給水率は66%、都市部の給水率は75%と比較的高い。しかしながら全人口の約84%を占める地方部における給水率は64%であり、都市部の給水率と比較して低い状況にある (Uganda Water Supply Atlas 2010)。これは地方部の急激な人口増加 (年率3.3%) に加え、経済成長に伴う各種生産活動 (農業及び産業等) において、水の需要は増加しているのに対し、地方部の給水率があまり改善されていないのが原因である。

本事業対象地域であるチョガ湖流域は、ウガンダ国土の25%、全人口の約30%を占める地域であるが、その平均給水率は約57%となっており、地方部の中でも低い状況にある。特にチョガ湖流域6県の市街地では、急激な人口増加に対し給水施設整備が追いついていない。そのため市街地の給水率は、ウガンダ地方部の平均給水率と比較して約2割～4割程度低い。本事業対象地域の給水率を改善するためには、市街地の急激な人口増加に対応出来る給水施設を早急に整備する必要がある。

(2) 当該国における水セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

国家開発計画 (NDP、2010年-2015年) の社会セクターでは8つの重点分野の1つとして水・衛生分野が挙げられており、2015年までに地方部の給水率を77%とする目標が設定されている。本事業では、人口集中が著しいチョガ湖流域の市街地に対し、安全な水へのアクセス改善を行うことで、地方部の給水率の改善を図る。

(3) 水セクターに対する我が国の援助方針

地方給水は、対ウガンダ国別援助方針の重点分野「生活環境整備 (保健・水)」の開発課題「生活用水供給」に位置づけられる。またミレニアム開発目標の Goal 3「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」、Goal 7「環境の持続可能性確保」にも貢献するものである。

我が国は、これまで無償資金協力「地方給水計画 (1998年-2002年)」及び「第二次地方給水計画 (2003年-2006年)」により、地方部の人口500人以下の村落を中心にハンドポンプ付深井戸給水施設の整備を実施し、安全な水へのアクセス改善を支援してきた。

本事業を実施するにあたり開発調査「チョガ湖流域水資源開発・管理計画調査 (2009年-2011年)」を行い、対象地域の基礎情報 (自然、社会条件) を評価したところ、地方部の給水率の改善には、人口が集中する市街地に管路給水施設を整備する方が効果的であるとの見解を得た。また7つのパラメータ (給水率、人口、取水可能水量など) に基づき、同地域6県内の市街地を本事業対象

地域として絞り込んだ。

(4) 他の援助機関の対応

地方給水事業としては、1990年代から DANIDA (Danish International Development Agency) が東部 10 県を対象に、UNICEF が東部 35 県を対象に実施した。また、水・衛生セクターで開発パートナーのグループが組織され (ドイツ(KfW 及び GIZ)、デンマーク(DANIDA)、日本(JICA)、フランス(AFD)、スウェーデン(SIDA)、EU、世界銀行、アフリカ開発銀行、UNICEF 等) 重複がないようにドナー協調が行われている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本プロジェクトは、チョガ湖流域 6 県において、給水施設を建設することにより、安全な水へのアクセス率の向上を図る。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

パリサ県、キビク県、ソロティ県、セレレ県、イガンガ県、ムウカ県の市街地 20 箇所 (人口約 11 万人)

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

【施設】給水施設 20 箇所 (配管の設置による共同水栓方式の簡易給水施設) の建設 (取水施設、貯水施設、送配水施設)

【機材】車両、オフィス関連機器、モニタリング用機材

2) コンサルティング・サービス及びソフトコンポーネントの内容

設計・施工監理及び給水施設の管理や保守運営のための指導

* 詳細は協力準備調査で確認する。

(4) 事業実施体制

事業実施機関：水・環境省水開発総局及びプロジェクト対象各県庁

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布) に掲げる上水道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：

安全な水へのアクセスを通じ、人口集中が著しい市街地等の生活改善が期待される。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：特になし

(7) その他特記事項：特になし

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

無償資金協力「第二次地方給水計画」の事後評価において、建設したハンド

ポンプ付深井戸施設の一部に不具合がある事が判明し、原因及びフォローアップ調査を実施した。右結果をふまえ、2012年ハンドポンプ修理人への技術指導や住民による水衛生委員会の運営・維持管理及び組織の活性化に関する指導を行い、改善を図った。

(2) 本事業への教訓

過去の2度の無償案件は、いずれもハンドポンプ付深井戸施設の整備であり、維持管理は住民が中心となった水衛生委員会が行うものであった。一方、本事業で整備される管路給水施設は給水範囲が広範なため、料金徴収方法等を含めた運営・維持管理体制を構築する必要があることから、各県の水事務所に対するソフトコンポーネントを実施する予定である。

以上

〔別添資料〕【地図】

[別添資料]【地図】

ウガンダ 地方給水整備事業

